

ID: 322

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	農用地利用規程の認定		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程) 第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。 2 略 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日